

防災備蓄食品で社会貢献



食品ロス削減国民運動
シンボルマーク「るすのん」

～食品ロス削減や生活困窮者支援～

企業の皆様が備蓄されている防災備蓄食品は入れ替え後、どのようにしていますか。社会貢献活動やSDGs活動の一環として、賞味期限が切れる前の防災備蓄食品をフードバンク団体（必要としている方）へ寄付し、有効活用する取組を行いませんか。

フードバンク団体への寄付の方法

①フードバンク団体を選定して直接 ⇒

<https://www.maff.go.jp/tokai/keiei/kigyos/loss/20210609.html>



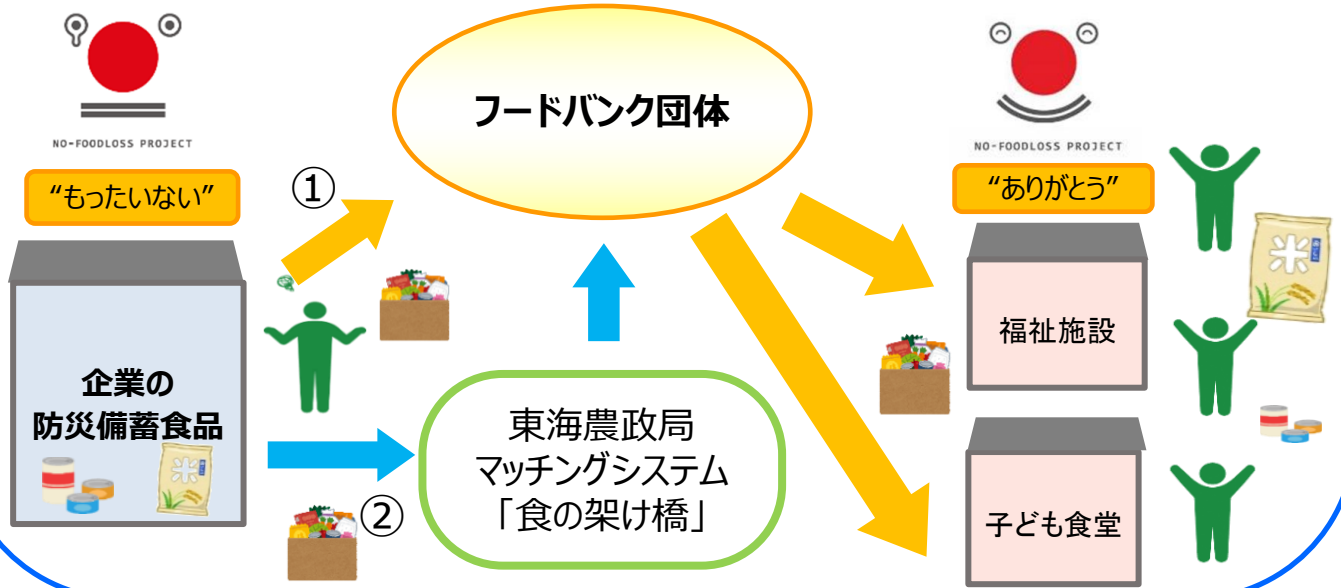
フードバンク団体

②東海農政局マッチングシステム「食の架け橋」を活用 ⇒

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/tokai/form/kigyos/220325.html>



食の架け橋



寄付いただける食品の条件

- ・賞味期限が1か月以上先で常温での長期保管が可能なもの
- ・包装や外装が破損していないもの
- ・未開封のもの

※ 賞味期限は、食べられなくなる期限ではなく、おいしく食べることができる期限であり、定められた方法により保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限です。

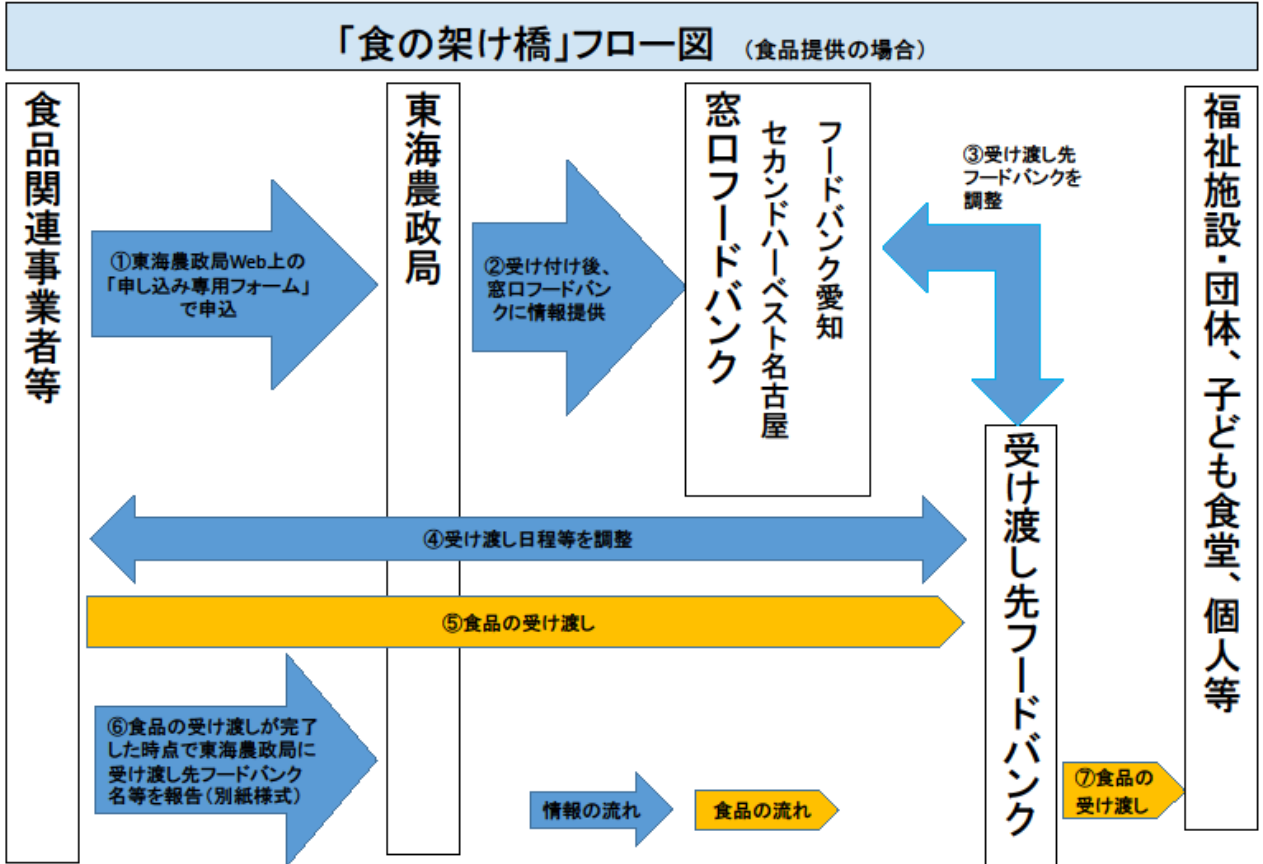
農林水産省
東海農政局



「食の架け橋」とは？



食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者（ホテル、旅館等を含む）、農林漁業者、物流業者、金融機関等が東海農政局へ食品等の寄付の申込をしていただき、フードバンク団体とのマッチングを行う取り組みです。



税制上の優遇措置

法人がフードバンクに食品を提供する費用や支出した寄付金については、損金算入できるなどの税制上の優遇措置の対象となる可能性があります。

詳しくは最寄りの税務署に相談願います。



https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-10.pdf

受贈者からの声

電気が止められており、米が炊けない家庭でしたので、乾燥米飯やサバイバルパンなど非常に喜ばれました。本当にありがとうございました。

（フードバンク団体、一部抜粋）

【お問合せ先】

東海農政局経営・事業支援部 食品企業課
☎：052-746-6430（ダイヤルイン）

